

◆社会保険労務士法第9次改正について

社会保険労務士法の一部を改正する法律（令和7年法律第77号）が成立しました。

令和7年6月18日成立、6月25日公布

◆改正のポイント

第一 社会保険労務士の使命に関する規定の新設（第1条関係）

第二 労務監査に関する業務の明記（第2条第1項第3号関係）

第三 社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備（第2条の2関係）

第四 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記（第26条関係）

・公布の日から施行する

・ただし、第四は公布の日から起算して10日を経過した日から、第三は令和7年10月1日から施行する

◆第9次法改正の詳細 ①

第一 社会保険労務士の使命に関する規定の新設(第1条)

社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

・補足

社会保険労務士法の第1条が、これまでの「目的規定」から「使命規定」に改められた。

・参考

他の士業法における使命規定など		
1	弁護士法	昭和24年6月公布
2	税理士法	昭和55年4月公布
3	公認会計士法	平成15年6月公布
4	弁理士法	平成26年5月公布
5	司法書士法	令和元年6月公布
6	土地家屋調査士法	令和元年6月公布

◆第9次法改正の詳細 ②

第二 労務監査に関する業務の明記(第2条第1項第3号)

三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること（これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む。）。

・補足

いわゆる「第三号業務」を定めた条文であるが、かっこ書きの部分が追加され、「労務監査」が法律に明記された。

◆第9次法改正の詳細 ③

第三 社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備(第2条の2)

社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は代理人が自らしたもののみならず。ただし、当事者又は代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

・補足

従前の「訴訟代理人」の定めを「代理人」に改定したもの。

・実際の労働審判の場で、裁判所によっては、労働審判は非訟事件であって訴訟事件ではない、との厳格な解釈により、補佐人としての選任届が受理されない事例も発生。

・全裁判所間における統一的運用が確保されるよう、「訴訟代理人」を「代理人」に改めたもの。

◆第9次法改正の詳細 ④

第四 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記(第26条)

社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又は社労士その他の社会保険労務士に類似する名称を用いてはならない。

2 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又は社労士法人その他の社会保険労務士法人に類似する名称を用いてはならない。